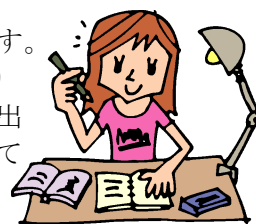


# 一期一会

## 新しい教育への移行

2020年4月から新しい学習指導要領が小学校で全面実施となります。新学習指導要領では、子どもたちが「何ができるようになるか」、つまり“主体的に学び、多様な他者と協働することによって新たな価値を生み出していける資質・能力を育てていくこと”に重きを置いています。そして資質・能力の大きな3本の柱が示されました。



○知識・技能（何を理解しているか、何ができるか）

○思考力・判断力・表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

○学びに向かう力・人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

これらの資質・能力を育成するために「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善が学校に求められているのです。そこで、これからの学習の場面では、「学んだことを活用して考える場面」や「自分の学びの様子を自覚して、自分で学びを振り返る場面」を積極的に取り入れ、子どもの学びをより確かなものになるようにしていきます。

そして、2020年4月からスタートする新しい学習指導要領への移行がスムーズに行われるように、今年度と来年度の2年間で移行措置期間となります。教科・学年によって学習する内容が省略されたり、新たな内容が導入されたり、他の学年に移ったりすることが起こります。また、これまで5・6年で行われてきた外国語活動が年間35時間から50時間に増え、新たに3・4年生で年間15時間実施することになります。それぞれ増える時間は『総合的な学習の時間』から回すこととなりますので、総授業時数は変わりません。この移行措置は2020年から取り入れられる5・6年の外国語〔英語〕科（70時間）と3・4年の外国語活動（35時間）を見据えたものです。

道徳については先行して学習指導要領が改訂され、小学校では今年度から「特別の教科道徳」として位置づけられました。詳しくは改めてお伝えしますが、目に見える大きな変化は教科書・評価の導入です。

今後、いろいろなところで新しい教育について話題となることがあると思いますが、一部の情報だけに流されることなく、学校と家庭とがしっかりと連携して進んでいきたいと考えています。疑問な点がありましたらおたずねください。

### おねがい

子どもたちの安全確保・確認という見地から、改めて次のことを保護者の皆さんにお願いしたいと思います。

- 1 欠席の場合は必ず学校へお知らせください。連絡方法は、原則連絡帳を使ってお願いします。急な場合（出がけに調子が悪くなったり連絡帳を渡せなかったりした場合は）電話でも結構です。
- 2 遅刻する場合は必ず学校へお知らせください。学校へお子さん一人で登校させることは避け、必ず教室または職員室へ送り届けてください。
- 3 早退する場合は必ず学校へお知らせください。お子さんは教室、保健室、職員室などで職員が確認のうえ引き渡しをします。
- 4 下校時に事情があって迎えに来られる場合は、校門内で待たせるようにしてください。路上駐車はおやめください。

